

ガス料金の負担軽減措置について

1 目 的

経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」実施に伴い、ガスの使用量に応じた料金の値引きを行うもの

2 対 象

家庭及び都市ガス年間契約量が1,000万 m^3 未満の企業等

3 支援内容

(1) 支援の期間 令和8年7月使用(8月検針)分から9月使用(10月検針)分まで

(2) 支援の内容 都市ガス使用量1 m^3 当たり

7月使用(8月検針)分及び9月使用(10月検針)分 14円

8月使用(9月検針)分 18円の値引き

【参考】

標準的な家庭での値引き額(1月当たり20 m^3 使用の場合)

7月使用分及び9月使用分 $14\text{円} \times 20\text{m}^3 = 280\text{円}$

8月使用分 $18\text{円} \times 20\text{m}^3 = 360\text{円}$

4 財 源

電気・ガス料金負担軽減支援事業費補助金(国庫補助金、全額国補填)

5 市民への周知

検針時に配布する「ガス水道下水道使用量・料金等のお知らせ」に掲載するほか、おしらせばん7月号(6月25日発行)及び8月号(7月25日発行)並びに市ホームページに掲載し周知する。